

事務連絡
令和7年9月5日

事業主様

倉庫業健康保険組合

令和7年度 被扶養者再認定（検認）にあたってのお知らせ

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、組合では、既に認定されている被扶養者の方が現在も認定基準を満たしているか毎年確認するよう義務づけられております。

令和7年度の被扶養者再認定（検認）につきましては、国が推奨しているマイナンバーを利用する情報照会に基づき、被扶養者に認定されている方の所得情報や年金受給状況などを確認いたします。この結果から、調査が必要となった方を対象者として認定基準を満たしているかを再確認させていただきます。

つきましては、令和7年9月末頃、事業主様宛に被扶養者再認定についての実施要項及び対象者の確認調書をご通知申し上げます。

保険給付費や高齢者医療制度への納付金などの適正化を図り、健保組合の財政の健全化のために必要不可欠な調査となりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 対象事業所
全事業所

◆ 対象者

情報連携を利用し組合にて一次審査を行い、その結果、収入の確認等が必要な方を対象者といたします。

《対象となるケース》

- ・自治体などから情報照会の返却が無かった方
- ・昨年の収入が認定基準額を超過している方
- ・被保険者と別世帯であり、仕送り等の確認が必要な方 等

※ 健康保険組合は「番号法第19条第8号並びに第22条第1項」に基づき、『個人番号利用事務実施者』として他機関（市区町村・日本年金機構等）との間で情報照会を行なうことが認められています。

《お問合せ先》 適用徴収課
TEL03-3642-8436